

該非判定結果

株式会社村田製作所
法務部安全保障輸出管理課

- ・該非判定結果のリストは、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。
- ・該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。
- ・輸出令別表第2の判定結果については、当リスト掲載の製品全てにおいて対象外です。なお、別表第2の3の判定結果については弊社の営業部門の担当者に都度ご確認ください。
- また、当リスト掲載の製品に技術又はプログラムは含まれません。よって外為令別表については対象外です。
- ・輸出令別表第1の1～15の項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第1の16の項に該当します。
- ・ITARの米国武器品目リストUSML(United States Munitions List)の判定結果については、当リスト掲載の製品全てにおいて対象外です。

【リストの見方】

■弊社型名

: 型名の「*」は英数字記号または空白が必要数入ることを示します。

■輸出令別表第1 1～15項

判定結果

: 「非該当」=規制品目であるものの、規制値を満たさない。「対象外」=規制品目から外れる

関係項番

: 例) 2の項(41)省1-49 → 輸出令別表第1の2の項(41)、貨物等省令第1条第49号 のことを指します。

判定結果が対象外の場合、又は、関係項番が記載されている場合のその他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。

■米国輸出管理法(EAR)

: EAR該当の場合はECONを記載します。「対象外」とはEARの規制対象外であることを指します。

§ 734.9の外国直接製品ルールについては弊社の営業部門の担当者に都度ご確認ください。

当判定結果は2026年2月14日施行の法令改正に対応しています。

当社型名	当社品名	輸出令別表第1 1～15項			EAR ECCN
		判定結果	関係項番	判定理由	
1217* 122* 1231* 1235* 124* 1253* 1255* 1264* 1267* 1273* 1274* B1* DD1274* DEM8045* HEAW* LLM* MB*	フェライトインダクタ	対象外	-	-	対象外
1239* 1269* 1276* 1277* 128* FCUL* FD*	メタルアロイインダクタ	対象外	-	-	対象外
7BB* 7MB* 7NB* 7SB*	圧電発音部品 (振動板)	非該当	7の項(3)省6-3	弾性波を利用したデバイスであるが、省令のいずれにも当たらないため。	対象外
7D*	圧電発音部品 (素板)	非該当	7の項(3)省6-3	弾性波を利用したデバイスであるが、省令のいずれにも当たらないため。	対象外
BFB* BFU*	セラミックフィルタ	非該当	7の項(3)省6-3	弾性波を利用した信号処理装置であるが、特定の帯域通過、低域通過、高域通過、帯域阻止又は共振の機能のいずれかのみを有するものであるため。	対象外
BL*	EMI除去フィルタ	対象外	-	-	対象外
BNX*	EMI除去フィルタ	対象外	-	-	対象外
BS*	磁気識別センサ	対象外	-	-	対象外
CDA* CDB* CDS*	セラミックディスクリミネータ	非該当	7の項(3)省6-3	弾性波を利用した信号処理装置であるが、特定の帯域通過、低域通過、高域通過、帯域阻止又は共振の機能のいずれかのみを有するものであるため。	対象外
CES*	マイクロ波アイソレータ	非該当	7の項(2)省6-2	マイクロ波用機器の部分品であるが、当項番のいずれの項目にも関係しないため。	対象外
CFG* CFJ* CFK* CFL* CFM* CFR* CFS* CFU* CFV* CFW* CFX* CFZ*	セラミックフィルタ	非該当	7の項(3)省6-3	弾性波を利用した信号処理装置であるが、特定の帯域通過、低域通過、高域通過、帯域阻止又は共振の機能のいずれかのみを有するものであるため。	対象外
CR1* CR2* CR3*	電池	対象外	-	-	対象外
CTO*	電池	対象外	-	-	対象外

該非判定結果

株式会社村田製作所
法務部安全保障輸出管理課

- ・該非判定結果のリストは、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。
- ・該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。
- ・輸出令別表第2の判定結果については、当リスト掲載の製品全てにおいて対象外です。なお、別表第2の3の判定結果については弊社の営業部門の担当者にも都度ご確認ください。
- また、当リスト掲載の製品に技術又はプログラムは含まれません。よって外為令別表については対象外です。
- ・輸出令別表第1の1～15の項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第1の16の項に該当します。
- ・ITARの米国武器品目リストUSML(United States Munitions List)の判定結果については、当リスト掲載の製品全てにおいて対象外です。

【リストの見方】

■弊社型名

: 型名の「*」は英数字記号または空白が必要数入ることを示します。

■輸出令別表第1 1～15項

判定結果
関係項番

: 「非該当」=規制品目であるものの、規制値を満たさない。「対象外」=規制品目から外れる
 : 例) 2の項(41)省1-49 → 輸出令別表第1の2の項(41)、貨物等省令第1条第49号 のことを指します。
 判定結果が対象外の場合、又は、関係項番が記載されている場合のその他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。
 : EAR該当の場合はECONを記載します。「対象外」とはEARの規制対象外であることを指します。
 § 734.9の外国直接製品ルールについては弊社の営業部門の担当者にも都度ご確認ください。

■米国輸出管理法(EAR)

当判定結果は2026年2月14日施行の法令改正に対応しています。

当社型名	当社品名	輸出令別表第1 1～15項			EAR
		判定結果	関係項番	判定理由	ECCN
CT100* CT110* CT310* CT43*	TMRセンサ(磁気センサ)	非該当	10の項(9)省9-11	磁力計であるが、いずれの項目にも関係しないため。	EAR99
CSA* CSB* CSK* CST*	セラミック共振子	非該当	7の項(3)省6-3	弾性波を利用した信号処理装置であるが、特定の帯域通過、低域通過、高域通過、帯域阻止又は共振の機能のいずれかのみを有するものであるため。	対象外
DE*	セラミックコンデンサ (リードタイプ円板型)	非該当	2の項(41)省1-49	<定格電圧が750V以下の製品> 定格電圧が法令の規制値(750V)以下であるため。 <定格電圧が750Vを超える製品> 定格電圧が法令の規制値(750V/1.4kV)を超えるが静電容量が法令の規制値(0.25μF)以下であるため。	対象外
	7の項(7)省6-6		<定格電圧が5kV未満の製品> 定格電圧が法令の規制値(5kV)未満であるため。 <定格電圧が5kV以上の製品> 定格電圧が法令の規制値(5kV)以上だが、総エネルギーが法令の規制値(100J)未満であるため。		
定格電圧と静電容量は、下記URLの製品検索からご確認ください。 https://psearch.jp.murata.com/capacitor/partnumber/					
DFA* DFB* DFC* DFD*	マイクロ波フィルタ(ギガフィルR)	非該当	7の項(2)省6-2	マイクロ波用機器の部分品であるが、当項番のいずれの項目にも関係しないため。	対象外
DFE*	メタルアロインダクタ	対象外	-	-	対象外
DFF* DFG*	マイクロ波フィルタ(ギガフィルR)	非該当	7の項(2)省6-2	マイクロ波用機器の部分品であるが、当項番のいずれの項目にも関係しないため。	対象外
DFM18*	積層メタルチップパワーインダクタ	対象外	-	-	対象外
DFP* DFT* DFU* DFV* DFW* DFX* DFY* DFZ*	マイクロ波フィルタ(ギガフィルR)	非該当	7の項(2)省6-2	マイクロ波用機器の部分品であるが、当項番のいずれの項目にも関係しないため。	対象外
DK*	セラミックコンデンサ (樹脂モールド面実装タイプ)	非該当	2の項(41)省1-49	<定格電圧が750V以下の製品> 定格電圧が法令の規制値(750V)以下であるため。 <定格電圧が750Vを超える製品> 定格電圧が法令の規制値(750V/1.4kV)を超えるが静電容量が法令の規制値(0.25μF)以下であるため。	対象外
	7の項(7)省6-6		定格電圧が法令の規制値(5kV)未満であるため。		
定格電圧と静電容量は、下記URLの製品検索からご確認ください。 https://psearch.jp.murata.com/capacitor/partnumber/					

該非判定結果

株式会社村田製作所
 法務部安全保障輸出管理課

- ・該非判定結果のリストは、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。
- ・該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。
- ・輸出令別表第2の判定結果については、当リスト掲載の製品全てにおいて対象外です。なお、別表第2の3の判定結果については弊社の営業部門の担当者へ都度ご確認ください。
- また、当リスト掲載の製品に技術又はプログラムは含まれません。よって外為令別表については対象外です。
- ・輸出令別表第1の1～15の項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第1の16の項に該当します。
- ・ITARの米国武器品目リストUSML(United States Munitions List)の判定結果については、当リスト掲載の製品全てにおいて対象外です。

【リストの見方】

■弊社型名

: 型名の「*」は英数字記号または空白が必要数入ることを示します。

■輸出令別表第1 1～15項

判定結果

: 「非該当」=規制品目であるものの、規制値を満たさない。「対象外」=規制品目から外れる

関係項番

: 例) 2の項(41)省1-49 → 輸出令別表第1の2の項(41)、貨物等省令第1条第49号 のことを指します。

判定結果が対象外の場合、又は、関係項番が記載されている場合のその他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。

■米国輸出管理法(EAR)

: EAR該当の場合はECONを記載します。「対象外」とはEARの規制対象外であることを指します。

§ 734.9の外国直接製品ルールについては弊社の営業部門の担当者へ都度ご確認ください。

当判定結果は2026年2月14日施行の法令改正に対応しています。

当社型名	当社品名	輸出令別表第1 1～15項			EAR
		判定結果	関係項番	判定理由	ECCN
DHR*	セラミックコンデンサ (高圧リードタイプ円板型)	非該当	2の項(41)省1-49	定格電圧が法令の規制値(1.4kV)を超えるが静電容量が法令の規制値(0.25μF)以下であるため。	対象外
		7の項(7)省6-6	定格電圧が法令の規制値(5kV)以上だが、総エネルギーが法令の規制値(100J)未満であるため。		
定格電圧と静電容量は、下記URLの製品検索からご確認ください。 https://psearch.jp.murata.com/capacitor/partnumber/					
DHK* DHS*	セラミックコンデンサ (超高電圧ねじ端子)	非該当	2の項(41)省1-49	定格電圧が法令の規制値(1.4kV)を超えるが静電容量が法令の規制値(0.25μF)以下であるため。	対象外
		7の項(7)省6-6	定格電圧が法令の規制値(5kV)以上だが、総エネルギーが法令の規制値(100J)未満であるため。		
定格電圧と静電容量は、下記URLの製品検索からご確認ください。 https://psearch.jp.murata.com/capacitor/partnumber/					
DLM* DLP* DLW*	コモンモードチョークコイル	対象外	-	-	対象外
DMF* (定格電圧5.5V) DMT* (定格電圧4.2V)	電気二重層キャパシタ	非該当	2の項(41)省1-49 7の項(7)省6-6	定格電圧が法令の規制値(750V)以下であるため。	対象外
DSN DSS DST	EMI除去フィルタ (コンデンサ機能付き)	非該当	2の項(41)省1-49	定格電圧が法令の規制値(750V)以下であるため。	対象外
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 4桁 2桁 * ↓ 定格電圧を表す2桁の英数字(8-9桁目) 1H (50V) 2A (100V) 2E (250V) </div>		7の項(7)省6-6			
DXP* DXW*	マイクロチップトランス	対象外	-	-	対象外
ECAS	導電性高分子アルミ電解コンデンサ	非該当	2の項(41)省1-49	定格電圧が法令の規制値(750V)以下であるため。	対象外
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 2桁 2桁 * ↓ 定格電圧を表す2桁の英数字(7-8桁目) 0D (2V) 0J (6.3V) 1B (12.5V) 1E (25V) 0E (2.5V) 0K (8V) 1C (16V) YA (35V) 0G (4V) 1A (10V) 1D (20V) </div>		7の項(7)省6-6			
EV *	セラミックコンデンサ (樹脂モールド面実装タイプ)	非該当	2の項(41)省1-49	<定格電圧が750V以下の製品> 定格電圧が法令の規制値(750V)以下であるため。	対象外
		7の項(7)省6-6	<定格電圧が750Vを超える製品> 定格電圧が法令の規制値(750V/1.4kV)を超えるが静電容量が法令の規制値(0.25μF)以下であるため。		
定格電圧と静電容量は、下記URLの製品検索からご確認ください。 https://psearch.jp.murata.com/capacitor/partnumber/					

該非判定結果

株式会社村田製作所
 法務部安全保障輸出管理課

- ・該非判定結果のリストは、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。
- ・該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。
- ・輸出令別表第2の判定結果については、当リスト掲載の製品全てにおいて対象外です。なお、別表第2の3の判定結果については弊社の営業部門の担当者に都度ご確認ください。
- また、当リスト掲載の製品に技術又はプログラムは含まれません。よって外為令別表については対象外です。
- ・輸出令別表第1の1～15の項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第1の16の項に該当します。
- ・ITARの米国武器品目リストUSML(United States Munitions List)の判定結果については、当リスト掲載の製品全てにおいて対象外です。

【リストの見方】

■弊社型名

: 型名の「*」は英数字記号または空白が必要数入ることを示します。

■輸出令別表第1 1～15項

判定結果
 関係項番

: 「非該当」=規制品目であるものの、規制値を満たさない。「対象外」=規制品目から外れる
 : 例) 2の項(41)省1-49 → 輸出令別表第1の2の項(41)、貨物等省令第1条第49号 のことを指します。
 判定結果が対象外の場合、又は、関係項番が記載されている場合のその他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。
 : EAR該当の場合はECCNを記載します。「対象外」とはEARの規制対象外であることを指します。
 : §734.9の外国直接製品ルールについては弊社の営業部門の担当者に都度ご確認ください。

■米国輸出管理法(EAR)

当判定結果は2026年2月14日施行の法令改正に対応しています。

当社型名	当社品名	輸出令別表第1 1～15項			EAR ECCN
		判定結果	関係項番	判定理由	
G4* GA* GB* GC* GG* GJ* GM* GQ* GR* GS* GW* GX*	セラミックコンデンサ	非該当	2の項(41)省1-49 7の項(7)省6-6	<定格電圧が750V以下の製品> 定格電圧が法令の規制値(750V)以下であるため。 <定格電圧が750Vを超える製品> 定格電圧が法令の規制値(750V/1.4kV)を超えるが静電容量が法令の規制値(0.25μF)以下であるため。	対象外
定格電圧と静電容量は、下記URLの製品検索からご確認ください。 https://psearch.ip.murata.com/capacitor/partnumber/					
IRA*	焦電型赤外線センサ	非該当	10の項(2)省9-3	光検出器であるが、次の理由のため。 ・1~4つの検出素子で構成したものであるが、宇宙用に設計したものではない。 ・イメージ増強管ではない。 ・フォーカルプレーンアレーではない。	対象外
KA* KC* KR* KC355WD7LF474M* KC355WD7LG274M* KR355WD7LF474M* KR355WD7LG274M* KC9* KR9*	セラミックコンデンサ (金属端子タイプ)	非該当	2の項(41)省1-49 7の項(7)省6-6	<定格電圧が750V以下の製品> 定格電圧が法令の規制値(750V)以下であるため。 <定格電圧が750Vを超える製品> 定格電圧が法令の規制値(750V/1.4kV)を超えるが静電容量が法令の規制値(0.25μF)以下であるため。	対象外
を除外 定格電圧と静電容量は、下記URLの製品検索からご確認ください。 https://psearch.jp.murata.com/capacitor/partnumber/					
LFB*	チップ多層LCフィルタ	非該当	9の項(1)省8-2	伝送通信装置の部分品であるが、当項番のいずれの項目にも関係しないため。	対象外
LFL*	チップ多層LCフィルタ	非該当	9の項(1)省8-2	伝送通信装置の部分品であるが、当項番のいずれの項目にも関係しないため。	対象外
LFD*	チップ多層ダイプレクサ	非該当	9の項(1)省8-2	伝送通信装置の部分品であるが、当項番のいずれの項目にも関係しないため。	対象外
LDC*	チップ多層ハイブリッドカプラ	非該当	9の項(1)省8-2	伝送通信装置の部分品であるが、当項番のいずれの項目にも関係しないため。	対象外
LDB*	チップ多層ハイブリッドバラ	非該当	9の項(1)省8-2	伝送通信装置の部分品であるが、当項番のいずれの項目にも関係しないため。	対象外
LDM*	チップ多層ハイブリッドバラ	非該当	9の項(1)省8-2	伝送通信装置の部分品であるが、当項番のいずれの項目にも関係しないため。	対象外
LDD*	多層ハイブリッドデバィダ	非該当	9の項(1)省8-2	伝送通信装置の部分品であるが、当項番のいずれの項目にも関係しないため。	対象外
LL*	セラミックコンデンサ	非該当	2の項(41)省1-49 7の項(7)省6-6	<定格電圧が750V以下の製品> 定格電圧が法令の規制値(750V)以下であるため。 <定格電圧が750Vを超える製品> 定格電圧が法令の規制値(750V/1.4kV)を超えるが静電容量が法令の規制値(0.25μF)以下のため。	対象外
定格電圧と静電容量は、下記URLの製品検索からご確認ください。 https://psearch.ip.murata.com/capacitor/partnumber/					

該非判定結果

株式会社村田製作所
法務部安全保障輸出管理課

- ・該非判定結果のリストは、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。
- ・該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。
- ・輸出令別表第2の判定結果については、当リスト掲載の製品全てにおいて対象外です。なお、別表第2の3の判定結果については弊社の営業部門の担当者に都度ご確認ください。
- また、当リスト掲載の製品に技術又はプログラムは含まれません。よって外為令別表については対象外です。
- ・輸出令別表第1の1～15の項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第1の16の項に該当します。
- ・ITARの米国武器品目リストUSML (United States Munitions List) の判定結果については、当リスト掲載の製品全てにおいて対象外です。

【リストの見方】

■弊社型名

: 型名の「*」は英数字記号または空白が必要数入ることを示します。

■輸出令別表第1 1～15項

判定結果
関係項番

: 「非該当」=規制品目であるものの、規制値を満たさない。「対象外」=規制品目から外れる
 : 例) 2の項(41)省1-49 → 輸出令別表第1の2の項(41)、貨物等省令第1条第49号 のことを指します。
 判定結果が対象外の場合、又は、関係項番が記載されている場合のその他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。
 : EAR該当の場合はECONを記載します。「対象外」とはEARの規制対象外であることを指します。
 § 734.9の外国直接製品ルールについては弊社の営業部門の担当者に都度ご確認ください。

■米国輸出管理法(EAR)

当判定結果は2026年2月14日施行の法令改正に対応しています。

当社型名	当社品名	輸出令別表第1 1～15項			EAR
		判定結果	関係項番	判定理由	ECON
LQ*	チップインダクタ(チップコイル)	対象外	-	-	対象外
LR1* LR4*	電池	対象外	-	-	対象外
M1K* M1P*	高周波同軸コネクタ	非該当	7の項(2)省6-2	マイクロ波用機器の部分品であるが、当項番のいずれの項目にも関係しないため。	対象外
M12* M14* M15* M16* M17* M18* M19* M2*	高周波コネクタ 着脱・加工治具	対象外	-	-	対象外
MA*	超音波センサ	非該当	7の項(3)省6-3	弾性波を利用した信号処理装置であるが、共振の機能のみを有するものであるため。	対象外
MD*	パワーインダクタ	対象外	-	-	対象外
MHM*	イオニシモ(イオナイザ、オソナイザ)	対象外	-	-	対象外
MHR*	高圧抵抗	対象外	-	-	対象外
MKF* MKT*	表面波フィルタ	非該当	7の項(3)省6-3	弾性波を利用した信号処理装置であるが、特定の帯域通過、低域通過、高域通過、帯域阻止又は共振の機能のいずれかのみを有するものであるため。	対象外
MM*	高周波同軸コネクタ	非該当	7の項(2)省6-2	マイクロ波用機器の部分品であるが、当項番のいずれの項目にも関係しないため。	対象外
MR* (MRD*除く)	AMRセンサ(磁気センサ)	対象外	-	-	対象外
MRD*	電流センサ	非該当	10の項(9)省9-11	磁力計であるが、いずれの項目にも関係しないため。	対象外
MX*	高周波同軸コネクタ	非該当	7の項(2)省6-2	マイクロ波用機器の部分品であるが、当項番のいずれの項目にも関係しないため。	対象外
NC*	サーミスタ	対象外	-	-	対象外
NFA <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 8桁 2桁 * ↓ (NFA2ASN*を除く) 定格電圧を表す2桁の英数字(12-13桁目) OE (2.5V) OJ (6.3V) 1C (16V) 1H (50V) OG (4V) 1A (10V) 1E (25V) 2A (100V) NFA31GD* (定格電圧6V) </div>	EMI除去フィルタ (コンデンサ機能付き)	非該当	2の項(41)省1-49 7の項(7)省6-6	定格電圧が法令の規制値(750V)以下であるため。	対象外
NFA2ASN*	EMI除去フィルタ	対象外	-	-	対象外
NFE NFL NFM <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 8桁 2桁 * ↓ 定格電圧を表す2桁の英数字(12-13桁目) OE (2.5V) OJ (6.3V) 1C (16V) 1H (50V) OG (4V) 1A (10V) 1E (25V) 2A (100V) </div>	EMI除去フィルタ (コンデンサ機能付き)	非該当	2の項(41)省1-49 7の項(7)省6-6	定格電圧が法令の規制値(750V)以下であるため。	対象外

該非判定結果

株式会社村田製作所
法務部安全保障輸出管理課

- ・該非判定結果のリストは、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。
- ・該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。
- ・輸出令別表第2の判定結果については、当リスト掲載の製品全てにおいて対象外です。なお、別表第2の3の判定結果については弊社の営業部門の担当者にも都度ご確認ください。
- また、当リスト掲載の製品に技術又はプログラムは含まれません。よって外為令別表については対象外です。
- ・輸出令別表第1の1～15の項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第1の16の項に該当します。
- ・ITARの米国武器品目リストUSML(United States Munitions List)の判定結果については、当リスト掲載の製品全てにおいて対象外です。

【リストの見方】

■弊社型名

: 型名の「*」は英数字記号または空白が必要数入ることを示します。

■輸出令別表第1 1～15項

判定結果

: 「非該当」=規制品目であるものの、規制値を満たさない。「対象外」=規制品目から外れる

関係項番

: 例) 2の項(41)省1-49 → 輸出令別表第1の2の項(41)、貨物等省令第1条第49号 のことを指します。

判定結果が対象外の場合、又は、関係項番が記載されている場合のその他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。

■米国輸出管理法(EAR)

: EAR該当の場合はECONを記載します。「対象外」とはEARの規制対象外であることを指します。

§ 734.9の外国直接製品ルールについては弊社の営業部門の担当者にも都度ご確認ください。

当判定結果は2026年2月14日施行の法令改正に対応しています。

当社型名	当社品名	輸出令別表第1 1～15項			EAR																		
		判定結果	関係項番	判定理由	ECCN																		
NFR* (定格電圧50V)	EMI除去フィルタ (コンデンサ機能付き)	非該当	2の項(41)省1-49 7の項(7)省6-6	定格電圧が法令の規制値(750V)以下であるため。	対象外																		
NFW <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>8桁</td><td>2桁</td><td>*</td></tr><tr><td colspan="3" style="text-align: center;">↓</td></tr><tr><td colspan="3">定格電圧を表す2桁の英数字(12-13桁目)</td></tr><tr><td>0E (2.5V)</td><td>0J (6.3V)</td><td>1C (16V)</td></tr><tr><td>0G (4V)</td><td>1A (10V)</td><td>1E (25V)</td></tr><tr><td></td><td>2A (100V)</td><td></td></tr></table>	8桁	2桁	*	↓			定格電圧を表す2桁の英数字(12-13桁目)			0E (2.5V)	0J (6.3V)	1C (16V)	0G (4V)	1A (10V)	1E (25V)		2A (100V)		EMI除去フィルタ (コンデンサ機能付き)	非該当	2の項(41)省1-49 7の項(7)省6-6	定格電圧が法令の規制値(750V)以下であるため。	対象外
8桁	2桁	*																					
↓																							
定格電圧を表す2桁の英数字(12-13桁目)																							
0E (2.5V)	0J (6.3V)	1C (16V)																					
0G (4V)	1A (10V)	1E (25V)																					
	2A (100V)																						
NFZ*	EMI除去フィルタ	対象外	-	-	対象外																		
NT*	サーミスタ	対象外	-	-	対象外																		
NXF*	サーミスタ	対象外	-	-	対象外																		
NXR*	サーミスタ	対象外	-	-	対象外																		
PFS*	セラミックフィルタ	非該当	7の項(3)省6-3	弾性波を利用した信号処理装置であるが、特定の帯域通過、低域通過、高域通過、帯域阻止又は共振の機能のいずれかのみを有するものであるため。	対象外																		
PKB*	圧電発音部品 (ブザー)	非該当	7の項(3)省6-3	弾性波を利用したデバイスであるが、省令のいずれにも当たらないため。	対象外																		
PKLCT*	圧電発音部品 (受話器)	非該当	7の項(3)省6-3	弾性波を利用したデバイスであるが、省令のいずれにも当たらないため。	対象外																		
PKHPS*	圧電発音部品 (サウンド)	非該当	7の項(3)省6-3	弾性波を利用したデバイスであるが、省令のいずれにも当たらないため。	対象外																		
PKLCS*																							
PKM*																							
PKMCS*																							
PLT*	コモンモードチョークコイル	対象外	-	-	対象外																		
PRF*																							
PRG*	サーミスタ	対象外	-	-	対象外																		
PTFL*																							
PTFM*																							
PTGL*																							
PV*	トリマポテンショメータ (生産中止品)	対象外	-	-	対象外																		
RC*																							
RD*																							
RH*																							
RP*	セラミックコンデンサ (リードタイプ)	非該当	2の項(41)省1-49 7の項(7)省6-6	<定格電圧が750V以下の製品> 定格電圧が法令の規制値(750V)以下であるため。 <定格電圧が750Vを超える製品> 定格電圧が法令の規制値(750V/1.4kV)を超えるが静電容量が法令の規制値(0.25μF)以下であるため。 定格電圧が法令の規制値(5kV)未満であるため。	対象外																		
定格電圧と静電容量は、下記URLの製品検索からご確認ください。 https://psearch.jp.murata.com/capacitor/partnumber/																							

該非判定結果

株式会社村田製作所
法務部安全保障輸出管理課

- ・該非判定結果のリストは、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。
- ・該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。
- ・輸出令別表第2の判定結果については、当リスト掲載の製品全てにおいて対象外です。なお、別表第2の3の判定結果については弊社の営業部門の担当者に都度ご確認ください。
- また、当リスト掲載の製品に技術又はプログラムは含まれません。よって外為令別表については対象外です。
- ・輸出令別表第1の1～15の項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第1の16の項に該当します。
- ・ITARの米国武器品目リストUSML(United States Munitions List)の判定結果については、当リスト掲載の製品全てにおいて対象外です。

【リストの見方】

■弊社型名

: 型名の「*」は英数字記号または空白が必要数入ることを示します。

■輸出令別表第1 1～15項

判定結果

: 「非該当」=規制品目であるものの、規制値を満たさない。「対象外」=規制品目から外れる

関係項番

: 例) 2の項(41)省1-49 → 輸出令別表第1の2の項(41)、貨物等省令第1条第49号 のことを指します。

■米国輸出管理法(EAR)

判定結果が対象外の場合、又は、関係項番が記載されている場合のその他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。
: EAR該当の場合はECCNを記載します。「対象外」とはEARの規制対象外であることを指します。
§ 734.9の外国直接製品ルールについては弊社の営業部門の担当者に都度ご確認ください。

当判定結果は2026年2月14日施行の法令改正に対応しています。

当社型名	当社品名	輸出令別表第1 1～15項			EAR ECCN
		判定結果	関係項番	判定理由	
SAC* SAD* SAE* SAF* (SAF 2桁 -TX* および SAF 6桁 -BYPASS* を除く) SAK* SAT* SAW*	表面波フィルタ	非該当	7の項(3)省6-3	弾性波を利用した信号処理装置であるが、特定の帯域通過、低域通過、高域通過、帯域阻止又は共振の機能のいずれかのみを有するものであるため。	対象外
SAH*	表面波マルチプレクサ	非該当	7の項(3)省6-3	弾性波を利用した信号処理装置であるが、特定の帯域通過、低域通過、高域通過、帯域阻止又は共振の機能のいずれかのみを有するものであるため。	対象外
SAL* SAM* SAQ* SAS* SAV* SAX*	表面波フィルタモジュール	非該当	7の項(3)省6-3	弾性波を利用した信号処理装置であるが、特定の帯域通過、低域通過、高域通過、帯域阻止又は共振の機能のいずれかのみを有するものであるため。	対象外
SAP*	表面波デュプレクサモジュール	非該当	7の項(3)省6-3	弾性波を利用した信号処理装置であるが、特定の帯域通過、低域通過、高域通過、帯域阻止又は共振の機能のいずれかのみを有するものであるため。	対象外
SAR*	表面波発振子	非該当	7の項(3)省6-3	弾性波を利用した信号処理装置であるが、特定の帯域通過、低域通過、高域通過、帯域阻止又は共振の機能のいずれかのみを有するものであるため。	対象外
SAY* (SAY 2桁 -SHORT* を除く)	表面波デュプレクサ	非該当	7の項(3)省6-3	弾性波を利用した信号処理装置であるが、特定の帯域通過、低域通過、高域通過、帯域阻止又は共振の機能のいずれかのみを有するものであるため。	対象外
SFE* SFG* SFL* SFP* SFS* SFT* SFU* SFV* SFZ*	セラミックフィルタ	非該当	7の項(3)省6-3	弾性波を利用した信号処理装置であるが、特定の帯域通過、低域通過、高域通過、帯域阻止又は共振の機能のいずれかのみを有するものであるため。	対象外
SR*	電池	対象外	-	-	対象外
SV*	ロータリーポジションセンサ (生産中止品)	対象外	-	-	対象外
TPA* TPS* TPT* TPW*	セラミックトラップ	非該当	7の項(3)省6-3	弾性波を利用した信号処理装置であるが、特定の帯域通過、低域通過、高域通過、帯域阻止又は共振の機能のいずれかのみを有するものであるため。	対象外
TZ03* (定格電圧100V以下) TZB4* (定格電圧100V以下) TZC3* (定格電圧100V) TZR1* (定格電圧25V) TZS2* (定格電圧25V) TZV2* (定格電圧25V) TZW4* (定格電圧250V) TZY2* (定格電圧25V)	トリマコンデンサ (生産中止品)	非該当	2の項(41)省1-49 7の項(7)省6-6	定格電圧が法令の規制値(750V)以下であるため。	対象外

該非判定結果

株式会社村田製作所
法務部安全保障輸出管理課

- ・該非判定結果のリストは、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。
- ・該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。
- ・輸出令別表第2の判定結果については、当リスト掲載の製品全てにおいて対象外です。なお、別表第2の3の判定結果については弊社の営業部門の担当者にも都度ご確認ください。
- ・また、当リスト掲載の製品に技術又はプログラムは含まれません。よって外為令別表については対象外です。
- ・輸出令別表第1の1～15の項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第1の16の項に該当します。
- ・ITARの米国武器品目リストUSML(United States Munitions List)の判定結果については、当リスト掲載の製品全てにおいて対象外です。

【リストの見方】

■弊社型名

: 型名の「*」は英数字記号または空白が必要数入ことを示します。

■輸出令別表第1 1～15項

判定結果

: 「非該当」=規制品目であるものの、規制値を満たさない。「対象外」=規制品目から外れる

関係項番

: 例) 2の項(41)省1-49 → 輸出令別表第1の2の項(41)、貨物等省令第1条第49号 のことを指します。

判定結果が対象外の場合、又は、関係項番が記載されている場合のその他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。

■米国輸出管理法(EAR)

: EAR該当の場合はECONを記載します。「対象外」とはEARの規制対象外であることを指します。

§ 734.9の外国直接製品ルールについては弊社の営業部門の担当者にも都度ご確認ください。

当判定結果は2026年2月14日施行の法令改正に対応しています。

当社型名	当社品名	輸出令別表第1 1～15項			EAR
		判定結果	関係項番	判定理由	ECCN
VF <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 5桁 2桁 * ↓ 定格電圧を表す2桁の英数字(12-13桁目) 1B (12V) 1D (22V) 1E (25V) </div>	バリスタ機能付EMI除去フィルタ	非該当	2の項(41)省1-49 ----- 7の項(7)省6-6	定格電圧が法令の規制値(750V)以下であるため。	対象外
VSB* VSL*	圧電発音部品 (スピーカー)	非該当	7の項(3)省6-3	弾性波を利用したデバイスであるが、省令のいずれにも当たらないため。	対象外
WMRAG*	MEMS振動子	非該当	7の項(3)省6-3	弾性波を利用した信号処理装置であるが、特定の帯域通過、低域通過、高域通過、帯域阻止又は共振の機能のいずれかのみを有するものであるため。	対象外
XDC*	水晶フィルタ	非該当	7の項(3)省6-3	弾性波を利用した信号処理装置であるが、特定の帯域通過、低域通過、高域通過、帯域阻止又は共振の機能のいずれかのみを有するものであるため。	対象外
XNC* XTC*	水晶共振器	非該当	7の項(3)省6-3	弾性波を利用した信号処理装置であるが、特定の帯域通過、低域通過、高域通過、帯域阻止又は共振の機能のいずれかのみを有するものであるため。	対象外
XRC*	水晶振動子	非該当	7の項(3)省6-3	弾性波を利用した信号処理装置であるが、特定の帯域通過、低域通過、高域通過、帯域阻止又は共振の機能のいずれかのみを有するものであるため。	対象外
ZR*	セラミックコンデンサ	非該当	2の項(41)省1-49 ----- 7の項(7)省6-6	<定格電圧が750V以下の製品> 定格電圧が法令の規制値(750V)以下であるため。 <定格電圧が750Vを超える製品> 定格電圧が法令の規制値(750V/1.4kV)を超えるが静電容量が法令の規制値(0.25μF)以下であるため。	対象外
定格電圧と静電容量は、下記URLの製品検索からご確認ください。 https://psearch.jp/murata.com/capacitor/partnumber/					